

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

項目・申請方法等検討部会（第19回）

議事要旨

1 開催日時：令和8年6月15日（月）15：00～16：30

2 開催場所：WEB会議

3 議題

- ・資格区分間の共通・選択申請項目等の整理について
- ・CM業務の取扱いについて

4 議事概要

- ・事務局から資料1に沿って、資格区分間の共通・選択申請項目等の整理について説明。
その後、構成員と意見交換を実施。
- ・事務局から資料2に沿って、CM業務の取扱いについて説明。その後、意見交換を実施。

【意見交換】 ※発言順

○構成員 ●総務省

➤ 資格区分間の申請項目等の整理の前提について

○ 前提として、事業者は一度の申請で2以上の資格区分への申請が可能という想定での議論ということか。

● 資格区分を複数またがって登録する申請者がいるという前提での議論となる。現状として、資格区分ごとに登録させたほうがよいといった議論は出ていないため、基本的には資格区分間をまたがって申請する者がいるという想定をしている。

○ 資格区分間で差異を許容する項目があるということは、申請をする資格区分で最も幅が広い申請項目で一度に申請をするというような形になるという理解でよろしいか。

● 事業者は、原則共通システムへの入力1回で複数自治体へ申請できることとなるが、複数の資格区分において申請する際は、網羅的な項目入力となると考えている。各自治体でシステムが異なる現状では、同じ項目を申請する回数だけ入力することになってい

るため、共通システムの導入により入力の手数が減ることが事業者にとってのメリットになる。

➤ 資格区分間の申請項目の変更について

(別紙 1 物品・役務等項番1「新規／更新」に関するご意見)

- 別紙 1 の 1 ページに示された「新規／更新」項目について、団体ごとに申請が新規なのか更新なのか入力することになるので、一律に不要ではないか。また、全ての項目につき、プルダウン方式にするのか、記入方式とするのか等をまとめたほうが良いのではないか。
- 前段について、どのような形で対応するか事務局で検討する。後段については、共通システムの検討において重要な視点であると受け止めた。いずれにしても、共通システムの項目として必要かどうか等の視点であるため、システム検討部会で対応してまい

(別紙 1 物品・役務等項番15「営業所情報・受任者情報」に関するご意見)

- 別紙 1 の 3 ページに示された項目「営業所情報・受任者情報」について、各営業所への委任事項として、物品・役務等にのみ「物品の納入及び取引等に関する一切の権限」という項目があり、差異を許容するという整理になっているが、建設工事等に合わせて削ってもよいのではないか。
- 物品・役務等に特有の項目として、一定程度設定されている状況(約66%)も踏まえ、差異を許容することとした。この点につき、全国意見照会において、差異を許容するか、削除する方向で統一するか意見を聞くことで対応する。

(別紙 1 物品・役務等項番16「申請先地方公共団体ごとの登録先」に関するご意見)

- 別紙 1 の 4 ページに示された項目「申請先地方公共団体ごとの登録先」について、都道府県のみ営業所登録可能数を複数とするかという議論が生じた背景を教えてください。
- 昨年度の建設工事等の検討において、都道府県は広域であり単一営業所では対応困難な場合があるため、複数登録可と整理された。物品・役務等ではそうした議論は無く、差異が生じている。

- 当県の物品・役務等のシステムも、県内事業者に関しては複数登録できるような体制になっており、複数の営業所を登録できるようにするほうがありがたい。

➤ CM方式の位置付けについて

- CM方式については、特定の業種に位置付けることに違和感がある。むしろ、保有資格に基づく整理が実態に即しているのではないかと。各自治体が発注する内容に合わせて必要な資格を整理したほうが良いのではないかと。検討の過程において、資格で整理する考え方はなかったのか。

- CM方式の位置付けについては、基本的に資格の有無が中心となると事務局も考えている。建築系のCM方式を受注する事業者は建築事務所登録が必須であるというのが基本的な考え方である一方、資格がなくても可能な助言・マネジメント業務を受注することもあり得る。土木系についても同様に、発注内容に応じて建設コンサルタント登録を求めるべきであるが、必須ではないケースも想定される。各自治体が事業者の登録内容に応じて業務発注をすると考えている。

- 承知した。とりまとめではCM方式を特定の業種に位置付けるという結論だけでなく、分類の考え方を丁寧に説明していただきたい。

- 認定に許認可を必要としない業種が存在する理由は何か。もちろん、指名競争入札の際に発注事業者の選定の判断に必要な場合もあると考えている。一方、一般競争入札において、認定に許認可を必要としない業種を参加要件とする場合が見受けられるが、そうしたものにまで参加要件に業種を設定する必要性はあるのか。競争入札参加資格の有無を参加要件とすれば、業種の設定は不要になるのではないかと。

- 事務局としては、専門的な知見のある事業者が発注ができるようにするため、各自治体では業種を分類して発注しているものと考えている。資格がないと業務が発注できないというものがあれば、各自治体で資格の有無を判断して入札に参加させることが必要になる。各自治体が資格の付与と格付を行っている現状では、業種の設定も必要になるという考えのもと作業を行ってきている。

- 当市ではCM方式の実例はないが、もし発注するならば資格の有無や実績を判断して発注するため、CM方式の位置付けは不要であると考えている。

- 自治体側の視点では、CM方式の位置付けは不要であるように思えるが、事業者側の

視点ではCM方式の登録先が欲しいということか。

- ご認識の通り。各自治体では資格等の条件を付けて発注できればよいのでCM方式の位置付けは不要と受け止められる。一方、事業者にとっては、各自治体で発注の条件となる資格が異なると、どの資格で登録すればよいのか分からなくなるため、位置付けを明確にすることで事業者のメリットになると考えている。
- 各自治体における発注業種の相違により、事業者側に混乱が生じることを防ぐ観点から、建設業法のガイドラインにおいては、工事の内容によって発注する業種が細かく定められている。建設業以外についても、こうしたガイドラインを作成していくという認識でよろしいか。
- 現時点では共通システムの検討の途上であるため、想定しているものではないが、今後の検討にあたってご意見として承る。

➤ CM方式以外の契約の位置付けについて

- CM方式の取り扱いに関して明示することに異論はない。CM方式以外の契約についてもどの業種に登録された事業者が発注するかを別途検討するということか。
- CM方式については、業界団体より、どの業種に当てはまるか明示的に位置付けてほしいとの要望があったことから議論をしているところ。CM方式以外の業種について位置付けを行うか否かは、位置付けの必要性も含めて個別に検討してまいる。
- 業種が共通化された際は、各自治体でどの発注業務がどの業種に当てはまるかを再整理していくことになる。CM方式については今回統一的に整理をしたが、他の契約については、各自治体間で同様の業務であっても、発注する業種が異なることはある程度許容せざるを得ない。その点は各自治体の判断でどの業種に発注を行うかを決定していく理解でよろしいか。
- 御指摘のとおり、基本的には各自治体の判断に委ねられる。今後、取扱いを統一する必要性のある業種等があれば、改めて検討することも考えられる。